

野菜価格安定制度とは

野菜は、毎日の食生活に欠かすことのできないものであるため、野菜を計画的に生産し安定供給を図ることは大変重要なことです。

しかし、野菜の生産は天候の影響を受けて作柄が変動しやすく、時として価格が著しく低下し生産者の経営が圧迫され、再生産に支障をきたす場合があります。

このため、価格低落時に生産者に一定の価格差補給金を交付することによって所得を確保し計画生産につなげようと野菜生産出荷安定法に基づき野菜価格安定制度が設けられています。

具体的には、あらかじめ生産者の負担金に国や県の補助金を加えて資金を造成し、市場に出荷した野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その資金を取り崩して生産者に対し価格差補給金を交付する仕組みとなっています。

野菜の平均販売価額が保証基準額を上回っている時は価格差補給金は交付されず、造成された資金は翌年度に繰り越されます。

また、契約取引を行う野菜を対象として、価格が低落した場合の他に、数量確保や出荷調整を行った場合の経費について補給金を交付する仕組みもあります。

野菜生産出荷安定法で対象となる野菜の種類や産地規模などの要件が定められており、その要件によって資金造成の負担割合や補てん率などが異なっています。

愛知県で実施している野菜価格安定対策事業には、指定野菜価格安定対策事業・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業・契約指定野菜安定供給事業があります。

